

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R5那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理 等検討業務 常陸河川国道事務所 R6.4.1～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	R6.4.1	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水 対策プロジェクトの大場遊水地事業における測量・地質・調査・設計 業務委託等に対する指導・調整等、地元及び関係行政機関等に関 する協議や事業管理並びに那珂川緊急治水対策プロジェクトにお ける用地取得監理や事業計画検討を行い、当該事業の円滑な推進 を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事か ら、技術力・経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポー ザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務長大・関東 建設マネジメント・河川財団設計共同体は、技術提案書において総 合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切 と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	185,152,000	185,141,000	99.99%	-	公財	国認定	1者	
R6多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系直轄管理区間 R6.4.4～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	R6.4.3	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川における環境整備事業を効果的に実施するた め、自然再生の対策手法に関する検討及び河川環境管理計画並び に、自然再生計画に関する検討を行うものである。 併せて多摩川河川整備計画変更における環境配慮事項等の検討 を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることか ら、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、特定テーマな どを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方 式に準じた方式により選定を行った。 R6多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコー設 計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と 認められたため、契約を行うものである。	35,057,000	34,980,000	99.78%	-	公財	国認定	1者	
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川 事務所及びその管内) R6.4.10～R7.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 谷川 知実 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R6.4.9	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的 に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式 である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提 出希望者を公募したところ、申請期間内に2者から入札説明書等の ダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は 参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提 出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案 と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	95,689,000	95,689,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11番1号 R6.4.10～R7.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 梶田 洋規 大阪府枚方市山田池北町11番1号	R6.4.9	(公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持 するための方策として、植生転換技術、在来堤防の堤防植生管理 技術、芝養生管理技術、河内内樹木の再繁殖抑制技術の効果検証 を行い、それらをとりとめるものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に 評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式で ある。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提 出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等 のダウンロードがなされ、そのうち1者から参加表明書の提出あり 、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提 出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたた め、上記業者を契約の相手方とするものである。	50,974,000	50,974,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R6荒川下流学管支援検討業務 荒川下流河川事務所管内 R6.4.16～R7.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	R6.4.15	(公財) 日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川知水資料館や荒川下流部のフィールドを用いた学習支援を行い、その結果を分析・効果検証から、荒川の治水や自然環境の現状等荒川に関する内容の学管支援プログラムの充実化を図り、生徒達の流域治水に関する意識の向上および河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「同種又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人 日本生態系協会は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	35,629,000	35,629,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R5荒川下流河川管理高度化検討業務 荒川下流河川事務所管内 R6.4.16～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	R6.4.15	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は河川管理において、デジタル技術等を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)により、河川管理の生産性向上や働き方改革の促進に向けて、河川管理の高度化に繋がる「X(変革・改革)」に向けた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、「同種又は類似業務の実績」、「配置予定技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)に準じたプロポーザル方式(総合評価)により選定を行った。 R5荒川下流河川管理高度化検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	25,344,000	25,344,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所管内 R6.4.16～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市中区鶴見中央2-18-1	R6.4.15	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京浜河川事務所が管理する河川の維持管理状況、堤防点検や河川巡視業務を踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行するために、堤防等河川管理施設点検の分析・評価、樹木伐採方法の検討、三次元河川管内図の整備検討、河川現況台帳デジタル化に向けた検討及び河川管理レポートの作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	45,067,000	45,067,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
円山川河川環境とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市津居山地区～兵庫県豊岡市日高町赤崎地先 R6.4.17～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 荒谷 芳博 兵庫県豊岡市幸町10-3	R6.4.16	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年度までのモニタリング調査結果に基づき、河川工事に伴う河川環境への影響分析・環境に配慮した整備事業の効果とりまとめ及び円山川水系自然再生計画に基づく整備事業(中道治水地連地再生等)の具体化検討等を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に35者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	50,215,000	49,940,000	99.45%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R6鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 下館河川事務所管内 R6.4.18～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局下館河川事務所長 青木 孝夫 茨城県筑西市二木成1753	R6.4.17	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、河川管理施設の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、河川管理施設の変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響を踏まえ、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的且つ効果的に実施するための検討を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R6鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書を踏まえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	31,064,000	31,020,000	99.86%	-	公財	国認定	1者	
R6関東地方の流域における河川生態系の形成 に関する行動計画検討業務 関東地方整備局管内 R6.4.19～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R6.4.18	設計共同体 (公財)日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東地方における生態系ネットワークを形成するために、利根川・荒川を中心として行政、市民、市民団体、民間企業等の多様な主体の参加、連携による流域の良好な生態系環境の形成を、流域治水進展に合わせて実施する方策について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、関東地方におけるノウハウリソースを指標とした生態系ネットワーク基本計画プログラム取組手法の検討方法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R6関東地方の流域における河川生態系の形成に関する行動計画検討業務 日本生態系協会・リバーフロント研究所設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画」その他及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R6関東地方の流域における河川生態系の形成に関する行動計画検討業務 日本生態系協会・リバーフロント研究所設計共同体は、当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	20,240,000	19,976,000	98.70%	-	公財	国認定	1者	
R6渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R6.4.20～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 荒井 満 栃木県足利市田中町661-3	R6.4.19	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R6渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	43,527,000	43,527,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
石狩川流域における生態系ネットワーク形成の 概略検討業務 北海道夕張郡長沼町ほか R6.4.20～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 小林 幹男 北海道札幌市中央区北2条西19	R6.4.19	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる概略検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「石狩川流域における生態系ネットワーク全体構想(案)」を策定する上での留意点についてに於いて総合的に高い評価を得た者を特定した。 (公募)	26,147,000	26,147,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R5江戸川・中川河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R6.4.26～R7.3.14 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局江戸川河川事務所長 小池 聖彦 千葉県野田市宮崎134	R6.4.25	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するには、高度な技術や経験が必要とすることから、「河川の維持管理において河道内樹木伐採後の再繁茂抑制に關するモニタリング調査及び検討手法について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5江戸川・中川河川管理施設監理検討業務河川財団・キタック・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	48,477,000	48,477,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R6.5.9～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R6.5.8	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を管理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、利根川上流管内における堤防植生の維持管理を効率的に行うための分析手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 上記業者は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。	45,243,000	45,243,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6利根川水系既存資料活用方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R6.5.9～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局下館河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R6.5.8	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川水系の事務所が保管する河川改修資料(古図や古い写真等)(以下、「既存資料」という)を収集整理し、必要に応じて資料のデジタル化を図るとともに、収集整理した既存資料のアーカイブ化を図り、業務への活用、広報等への活用、職員の技術向上等に資するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、アーカイブ化する既存資料の有効活用方策について技術提案を求め、プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6利根川水系既存資料活用方策検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。	23,210,000	23,210,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所 R6.5.10～R7.3.14 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局下館河川事務所長 青木 孝夫 茨城県筑西市二本成1753	R6.5.9	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川の河川整備状況や課題を整理し、課題解消に向けた事業の整備手法等の検討を実施することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R6鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	25,036,000	25,036,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 四万十川流域生態系ネットワーク 検討業務 中村河川国道事務所 R6.5.14～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 須田 泰造 高知県四万十市石山2033-14	R6.5.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	14,982,000	14,982,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 四国圏域生態系ネットワーク検討 業務 四国地方整備局 R6.5.14～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 淑亮 香川県高松市サンポート3-33	R6.5.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性および客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、2者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和6年度 伊勢湾港湾機能継続計画実効性向上 検討業務 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 西尾 保之 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R6.5.13	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした広域連携の体制強化を図るため、現行の伊勢湾港湾機能継続計画手続書(案)を活用した訓練の実施及び課題等への対応を検討するものであり、検討結果については、伊勢湾港湾機能継続計画、伊勢湾の緊急確保航路等航路啓開計画及び伊勢湾港湾機能継続計画手順書(案)に反映及び改善するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	21,208,000	21,197,000	99.95%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度九州管内港湾における中長期ビジョン 検討業務 福岡県福岡市 R6.5.13～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 坂井 功 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R6.5.13	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、我が国の社会、経済情勢等を踏まえ、対象港が目指すべき目標を設定することが重要であり、専門的な技術が要求されることから、受注業者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)についてプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	26,048,000	26,048,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
R6久慈川・那珂川環境整備事業検討業務 那珂川水系 R6.5.15～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	R6.5.14	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、将来の降雨量の増大など気候変動を踏まえた久慈川における治水計画の検討、氾濫危険水位等の検討及び重要水防箇所の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6久慈川・那珂川環境整備事業検討業務リバーフロント研究所・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	34,991,000	34,991,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
淀川流域生態系ネットワーク形成推進業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所及びその管内) R6.5.18～R7.3.17 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 谷川 知美 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R6.5.17	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に34者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	13,200,000	13,200,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R6利根川下流部自然再生検討業務 利根川下流河川事務所管内 R6.5.21～R7.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 小淵 康正 千葉県香取市佐原イ4149	R6.5.20	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画(平成25年3月)(以下、自然再生計画)等に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境を保全・再生するために、自然再生整備の調査・検討等を行うものである。また、自然再生地を活用した地域連携企画等を行うものである。 R6利根川下流部自然再生検討業務エコー・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を締結を行うものである。	48,103,000	48,103,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
河川協力団体等活性化方策検討業務 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 近畿地方整備局 R6.5.25～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	R6.5.24	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は近畿地方整備局管内の直轄管理河川に関する河川協力団体の活動を活性化させるための方策を検討し、もって地域の実情に応じた直轄管理河川の管理を充実させることを目的とする業務であり、業務の実施にあたり、高度かつ専門的な技術力が要求されるときにも、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより優れた成果を期待できる業務である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 本業務の公示にあたり、参加可能業者が55者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	11,814,000	11,814,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査検討業務 北海道札幌市ほか R6.5.31～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 池下一文 北海道札幌市北区北8条西2	R6.5.30	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (公募)	32,945,000	32,890,000	99.83%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 東京都江東区 R6.6.3～R7.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京港湾事務所長 加藤 純万 東京都江東区新木場1-6-25	R6.6.3	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1 関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 「近接するY2岸壁を利用する船舶の入出港を考慮し、Y3岸壁の施工を確保するための安全対策の策定に必要な留意点及びその対応方針」 本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、Y1及びY2岸壁に入出港する船舶との競合回避のための対策等、唯一の技術提案を行った左記業者を特定した。 本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29条の3第4項により、左記業者と随意契約をするものである。	11,407,000	11,363,000	99.61%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応れ・応募者数	
R6霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R6.6.5～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長 山本 陽子 茨城県潮来市潮来3510	R6.6.4	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、北浦の水質改善に向けた施設整備に伴う周辺環境の 変化や地域の課題事項を把握し、これらを踏まえた北浦水環境対策 の検討を行うものとする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることか ら、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、 簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。R6霞ヶ浦水環 境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書を 踏まえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者 と契約を行うものである。	35,222,000	35,222,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度公共測量に関する課題の調査検討 業務 R6.6.7～R7.3.7 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番	R6.6.7	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3 号「公募」 ・本業務を遂行するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技 術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される 簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術 提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定す るための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実 績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を 遂行するのに相応しい業者であると判断したので公益社団法人日 本測量協会と随意契約を締結した。	16,962,000	16,960,900	99.99%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度 自然営力を活用した河川環境管理 に関する検討業務 四国地方整備局 R6.6.14～R7.7.14 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 淑亮 香川県高松市サンポート3-33	R6.6.13	リバーフロント研究所・日本生態系協 会設計共同体 (公財)日本生態系協会 他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透 明性および客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式によ る選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者から提案があり、 総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提 案を行った左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	40,029,000	39,930,000	99.75%	-	公財	国認定	1者	
大阪港海上工事に伴う航行安全対策検討業務 大阪府大阪市此花区夢洲東1丁目地先 R6.6.13～R7.2.21 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 伊藤 直樹 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500	R6.6.13	(公社)神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	本業務は、大阪港海上工事に伴う船舶航行に対する安全対策につ いて、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討す るものである。 本業務は、「内容が技術的に高度な」業務であり、提出された技術提 案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務で あるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を 行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定 するものである。 参加可能業者が33者あることを確認の上、技術提案書の提出を公 募し、申請期間内に21者から問い合わせがあり、1者から参加表明 があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を 求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の 提案は、当局の要求する要件を満たしていることから、公益社団法 人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約 を行うものである。	14,069,000	13,640,000	96.95%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R6河川水辺の国勢調査(河川版)総括検討業務 東北地方整備局 R6.6.18～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市中区上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 淑充 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R6.6.17	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、河川水辺の国勢調査に精通している とともに、生物調査結果の収集・精査・整理に関する専門的な知識 や経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式 により技術提案書の提出を求めたものである。 技術提案は、公益財団法人リバーフロント研究所から提出され、 提案内容を審査・評価したところ、技術者の経験、能力等に関する 必要事項を満足しているほか、地形、環境、地域特性などの与条件 との整合性が高く、また、特定テーマにおける実現性についても、提 案内容に説得力があり、実現性が高いなど、本業務を遂行するに十 分な技術力と能力が認められたため、河川部建設コンサルタント選 定委員会において、特定されたものである。 以上から、左記業者と契約を締結するものである。	59,059,000	58,960,000	99.83%	-	公財	国認定	1者	連名契約
R6渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワー ク等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R6.6.18～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R6.6.17	(公財) 日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に 向けた取組の検討を行うものである。また、利根大堰周辺地区の環 境について動植物の生息状況と治水を踏まえて検討するものでは ある。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験を必要とすることか ら、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進の形成を固 めるための関係者間の有効な連携方法について技術提案を求め、公 平性、透明性及び客観性が確保される簡易型プロポーザル方式に より選定を行った。 (公財)日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施す るのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	15,972,000	15,972,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
伏木富山港(伏木・富山地区)みなとカメラ検討 業務 富山県射水市・高岡市 R6.6.17～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 伏木富山港湾事務所長 樋口 豊志 富山県富山市牛島新町11-3	R6.6.17	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第4号 本業務は、伏木富山港の伏木地区及び富山地区のみなとカメラの 新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検 討を行うものである。 みなとカメラは、港湾等における直轄工事の 施工管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時に おけるリアルタイムな状況把握等に幅広く活用するものであり、みな とカメラの配置検討については、事業計画及び港湾計画等を踏まえ た確認対象施設、監視内容の設定など高度な技術を要すること。ま た、みなとカメラの設置目的に必要な性能・機能に合致した機器仕 様、経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した機器仕様の 検討といった専門的な知識を有することから簡易公募型プロポーザ ル方式により受注者を選定するものである。 当該方式実施に伴い 事前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等及び特 定テーマに対する技術提案を受け付けたところ、総合的に優れた提 案を行った者として左記業者が特定されたため、随意契約を行うも のである。	29,414,000	28,710,000	97.61%	-	公社	国認定	3者	
令和6年度河川環境の評価手法等に関する検 討業務 中国地方整備局 履行期限 令和7年2月28日 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市中区上八丁堀6-30	R6.6.18	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3 項 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、 配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計 画、その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を 行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、 契約の相手方として特定した。	41,965,000	41,910,000	99.87%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度持続的な多自然川づくり推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R6.6.27～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美 咲合同庁舎1号館	R6.6.26	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、『持続性ある実践的多自然川づくりに向けて(平成29年6月)』に基づき、近年の河川行政の動向も踏まえ、新技術を活用した多自然川づくりの検討、多自然川づくりの技術資料の検討や人材の育成・普及啓発の仕組みの構築に関する検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、多自然川づくりや河川環境における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	47,058,000	46,970,000	99.81%	-	公財	国認定	1者	
下水道に係る新技術の導入促進に関する情報 収集及び整理業務 R6.6.29～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 佐々木 隆 茨城県つくば市旭1	R6.6.28	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、下水道技術ビジョンのフォローアップとして、社会情勢等の変化に対応した新たな技術開発テーマや重要な技術開発テーマ、新技術に対する需要と要求性能の検討等の、技術開発・導入推進方策に関する検討をより一層推進するため、課題解決技術支援ツール(試行版)及び下水道技術ビジョン・ロードマップ(令和6年3月改訂版)を更新するための情報収集・整理を行うとともに、新技術・効率化技術導入促進に向けた課題の解決策を検討するための情報収集・整理を行うものである。 本業務の実施にあたっては、新技術・効率化技術の導入促進に関して、適切な分析及び整理方法を用いて、課題の解決策を検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した14者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	9,163,000	9,108,000	99.40%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。